

## 平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議総会議事録

会議名	平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議
開催日時	平成 22 年 5 月 21 日（金曜日）13:00 から 14:45
開催場所	高知城ホール 4 階多目的ホール
議長	特定非営利活動法人環境の杜こうち理事長 石川 妙子
出席者	90 団体 118 名
進行役	高知県林業振興・環境部 環境共生課長補佐 内村 直也
開 会	
役員紹介	会 長 高 知 県 知 事 尾崎 正直 副会長 高 知 市 長 岡崎 誠也（代理出席高知市副市長 吉岡 章） 副会長 高知商工会議所会頭 西山 昌男

### 開会挨拶

高知県地球温暖化防止県民会議の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、多数の皆様のご参加を賜りまして、総会が開催できますことを心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

県では「高知県地球温暖化対策地域推進計画」の二次計画に基づき、2010 年までに 1990 年と比べて温室効果ガスを 6%削減する目標を定め、県民、事業者、行政が一体となって県民生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減に努め、また豊かな森林資源を活かしたさまざまな取組を進めています。

この取組を具体化していくためには、温暖化防止対策を県民運動として展開していくことが重要であり、県民・事業者・行政などが連携し推進するうえでの核となる「高知県地球温暖化防止県民会議」の役割は、益々重要になっています。

この県民会議が設立されてから約 2 年が経過し、今年は、その成果が求められる年であると考えています。この後の議事のなかでご協議いただきますが、県としましても、県民会議としての実践面を強化し実効性のある組織として活動できるように、一定の予算を確保したところです。限られた予算ではありますが、皆様方の一層のご協力をいただきまして、地球温暖化防止の取組が大きく進展することを期待しています。

我が国は、2020 年までに 1990 年比 25 パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を表明しており、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップについて、環境大臣から試案が提案されています。

このロードマップは、本県での地球温暖化対策に関する計画やその施策を展開していく上で大変重要な計画であり、その動向に注視してまいりたいと考えています。

今後とも、国の中期削減目標マイナス 25%の達成に向けた更なる削減行動が求められることが想定されますが、産業振興の面でもエネルギー使用に係るコストの削減や新たなビジネスの創造のチャンスとして前向きにとらえて取り組んでいただきたいと思います。

今年度、温暖化対策の中長期の目標を定めた県の新実行計画を策定してまいりますが、その計画の策定過程の中で、この県民会議に参加する皆様からもご意見をお伺いしたいと考えています。本日の総会の議題につきましても、皆様方の活発なご協議をお願い申し上げます。

最後に、このゴールデンウィークの県内への入込客数は龍馬伝効果もありまして、前年比 132%の約 32 万人を記録しました。

ゴールデンウィーク中の関係各団体のみなさまのご協力に感謝申し上げますとともに、高知県産業振興計画のリーディングプロジェクトである、土佐龍馬・であい博への、皆様方のますますのご支援をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成 22 年 5 月 21 日

高知県地球温暖化防止県民会議 会長 尾崎 正直

議長選出 特定非営利活動法人環境の杜こうち理事長 石川 妙子 (以下、「議長」という。)

議事録署名人

気候ネットワーク高知代表 松本 和子

土佐電気鐵道株式会社経営企画室長 武田 司郎

議 事

議案説明 県民会議事務局 高知県林業振興・環境部環境共生課長 鍋島 克人

## 第 1 号議案 平成 21 年度高知県地球温暖化防止県民会議事業報告

事務局 本年度から、県民会議の事務局を担当しております高知県環境共生課の鍋島でございます。よろしく、お願いします。

本来であれば、各部長さんから報告いただくところですが、時間の関係もありますので、事務局から報告させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。

まず、第 1 号議案の県民会議の 21 年度事業報告でございます。

県民会議では、総会のもと、運営委員会、部会、ワーキングが開催されておりますが、平成 21 年度は、県民会議の会員の皆さんの積極的なご参加をいただき、活発な部会活動やワーキングが行われたところでございます。改めて、お礼申し上げます。

それでは、まず、運営委員会の活動実績について、ご報告します。

運営委員会は、県民会議の運営に関し必要な事項を協議・調整する機関でございますが、昨年度は、年間、6 回開催され、各部長から活動状況や課題・問題点等の報告を受けるとともに、各部会におけるワーキングチーム等の位置付けや表彰規程など関係規程の整備が行われました。

特に、4 回目の委員会以降には、平成 22 年度の事務局予算や組織体制の見直しについて議論されるとともに、温暖化防止に向けた共通の目標として、坂本龍馬の船中八策に因んだ、温暖化防止八策の制定について慎重なご審議をいただきました。この八策につきましては、第 2 号議案に「こうちエコ八策」としてお示ししています。

2 ページをご覧ください。

6 回目、7 回目には、県民会議の会長賞候補の審査や、平成 22 年度の事業計画、事業予算等のご審議をいただきました。

本日の議題につきましては、全て運営委員会でご承認いただいたものでございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。

五つの部会の活動報告をさせていただきます。まず、県民活動促進部会でございます。

県民活動促進部会は、「県民運動として、より一層の地球温暖化防止活動を推進するため、市町村との連携体制の強化と研修等を通じたスキル向上を目指す」とした活動目標のもと、部会を 5 回、ワーキングを 6 回開催しております。

具体的な活動としましては、地球温暖化防止のための推進員の増員と推進員のいない空白市町村を解消するため、県とともに、ブロック会を開催し、推進員の掘り起こしを行いました。その結果、推進員が 58 名と 19 名の増加となり、空白市町村も、19 から 15 となるなど、一定、配置状況の改善が

図られました。

このほかに、普及啓発行動として、「大川村まるごと！省エネ電球取り換え大作戦」が行われました。この事業は、マスメディアにも大きく取り上げられたところですが、昨年10月10日から11日にかけて、大川村の全戸230戸で、省エネ電球への交換が行われ、取換え電球が約1,200個、年間約20t・co2の削減効果が図られました。1つの自治体全体での交換は初めてということですが、この事業の実施にあたりましては、大川村を始め、蛍光球の提供をいただきましたパナソニック株式会社様、現地での交換作業のお手伝いをいただきました電機商業組合様、温暖化防止活動推進員の皆様のご協力をいただきました。改めて、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、企業への環境マネジメントシステム等の導入促進を図るため、県と連携して地域ブロックでの会議や、エコアクション21説明会を開催しています。

この部会の今後の取組としては、これまでの活動を継続して行っていくとともに、環境家計簿の作成・普及などに取り組んでいくこととしています。

なお、本日の議事にもございますが、県民会議の組織の再編がお認めいただければ、こうした活動は、県民部会等に引き継がれることとなります。

従いまして、「ウ 今後への課題」として整理された項目については、それぞれ、県民部会、事業者部会、行政部会における本年度の事業目標となります。

続きまして、4ページをご覧ください。

レジ袋削減運動推進部会ですが、「事業者、行政、市民団体が連携し、マイバッグキャンペーンやレジ袋無料配布中止等の手段による、レジ袋の大幅な削減」とした活動目標のもと、部会を4回、ワーキングを4回開催しています。

普及啓発行動として、普及啓発ツールの開発やレジ袋削減キャンペーンに取り組み、県民会議のイメージキャラクターとして「ECOくろしおくん」を作成するとともに、「男も持つぞ！マイバッグ！」キャンペーンをH22年2月16日から3月21日に実施し、15事業所、436名の参加をいただきました。

こうした取組を踏まえまして、今後ともマイバッグキャンペーンの実施や、レジ袋の削減を呼びかける対象を、スーパーその他の店舗、商店街などへ広げていく取組を進めてまいります。

続きまして、5ページをご覧ください。

グリーン購入推進部会ですが、この部会では、「環境に配慮された商品を購入する、いわゆるグリーン購入を推進するため、市町村、学校、企業等での物品購入、サービス提供等における環境配慮の普及」とした活動目標のもと、部会を4回、ワーキングを5回開催しています。

普及啓発行動として、県と連携した地域ブロック会議を3か所で開催し、市町村での基本方針の策定などの取組を依頼するとともに（策定済み6⇒9）、エコホテルの勉強会を開催し、15か所のホテルなど27事業所に参加いただくとともに、ワーキングのなかで啓発用の冊子の作成も行われたところです。

こうした取組を踏まえまして、今後とも、市町村でのグリーン購入の導入の推進やグリーンサービスの継続的な啓発を行うとともに、グリーンコンシューマーの育成にも取り組んでまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。

公共交通利用促進部会ですが、この部会では、

「公共交通機関の利用等により、自家用自動車からCO2排出量の少ない交通体系への転換が求められていることから、利用者、交通事業者、経済界、行政

等に参画いただき、実効性のある取組の推進」を目指して取り組み、部会を6回、ワーキングを2回、開催しています。

具体的には、普及啓発ツールの検討としまして、公共交通利用促進につながる仕組みづくりで、交通エコポイントの社会還元方法の検討を行い、いわゆる「ですか」による交通エコポイント社会還元事業を創設しました。この事業は、子どもたちが主体の学校活動、課外活動などにおいて電車・バスを利用して移動する時に、「ですかカード」(運賃相当額をチャージ済み)を貸与する仕組みですが、これから、この事業が積極的に活用されるものと考えております。

また、通勤手段の変更による公共交通利用の促進として、「高知エコ通勤ウィークはじめの一步」と題しまして昨年11月15日から21日に実施し、11事業者、831人の参加をいただき、約5tのCO2削減に繋がりました。

こうした実績も踏まえまして、エコ通勤キャンペーンを継続して取り組むとともに、マイカー利用の抑制と公共交通利用の促進に向けた啓発に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、7ページをご覧ください。

森林吸収対策部会ですが、この部会では、「森林県として、適正な森林整備を進めることでCO2の吸収量の増大を図るため、県民の皆様へ森林や林業への理解を深めていただき、森林ボランティア活動や県産材利用など一人一人が森林づくりに貢献できる取組を推進する仕組みや事業展開」を目指して取り組み、部会を5回、ワーキングを2回、開催しています。

具体的には、普及啓発行動として、森林吸収源対策の重要性についての普及啓発を目標に掲げ、間伐目標面積の設定や県民に向けた普及啓発を実施し、民有林の間伐目標面積として13,700haを発表するとともに、森林組合連合会機関誌やさんSUN高知など広報誌を活用した県民への広報に努めました。

こうした取組によりまして、今後とも、森林吸収源対策の目標達成や、間伐の大切さについての普及啓発に努めますとともに、県産材の利用促進にも取り組んでまいります。

議長 それではこの第1号議案についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

高知市議会議員 川村貞夫氏

グリーン購入の推進部会の件でございますが、この件につきましては、グリーン商品を各市町村を中心に、あるいは企業等を中心にグリーン購入を図っていかうということでございますけれども、今後の課題として高知県版のグリーン商品とは言っても認証制度もないし、自薦、他薦を含めた発掘もない取りまとめをして推奨していくという一貫した取組もまだ出てない訳でございますけれども、高知県には環境先進企業群やその製品がかなり多くあるというふうには私は考える訳でございます。これらについて、追い風を吹かすためにも、あるいは産業振興政策にも矛盾しない部分でございますので、是非この県版のグリーン商品について促進することは今後の課題として重要だという事を部会で申し上げてきた訳ですが、なぜこれが議案から欠落しているのか、そこを確認のために質問させていただきました。

事務局 申し訳ございません。今言われた件については取りまとめの際にうまくまとめられてないという事でございますが、高知県版の環境に配慮した商品という

のはいくつかございますし、今言われた事は、22年度の部会の中で十分課題として取り組んでまいります。

議 長 その他にご意見、ご質問はございませんか。

(質問なし)

議 長 よろしいでしょうか。ではグリーン購入につきましては、グリーン購入を追い風として今後の課題として取り組むという事で、その他の事業報告について、ご承認いただけますでしょうか。

(拍手)

議 長 ありがとうございます。拍手多数により第1号議案は承認されました。どうもありがとうございます。

## 第2号議案 高知県地球温暖化防止行動指針(愛称こうちエコ八策)議案

事務局 それでは、第2号議案のエコ八策 でございますが、

この温暖化防止行動指針は、これまで5つの部会やワーキングの活動が重ねられるなかで、県民会議として、取り組むべき方向を行動指針として明示し、県民会議の会員の率先行動としての指針として、取りまとめられたものです。八策については、5つの部会で取り組まれてきました、またこれから取り組むべき方向性が示されています。

内容につきましては、朗読させていただきます。

### 高知県地球温暖化防止行動指針(愛称 こうちエコ八策)議案

高知県地球温暖化防止県民会議は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な低炭素社会を目指し、高知県地球温暖化防止行動指針をここに定め、会員が率先して地球温暖化防止に取り組み、県民自らの取組を促進していきます。

平成22年5月21日 高知県地球温暖化防止県民会議 会長 尾崎 正直

### 高知県地球温暖化防止行動指針

#### 1 (知識の習得)

私たちは、自ら地球温暖化の現状やそのもたらす危機を知ること努めていきます。

#### 2 (自らの取組の継続)

私たちは、家庭・仕事・教育の場で、できることから省エネにコツコツ取り組む暮らしを心がけていきます。

#### 3 (地球温暖化防止のための知恵の普及)

私たちは、地球温暖化防止のための知恵を生み出し、生活習慣として根付くように他の人たちにその知恵を広めていきます。

- 4 (地球温暖化防止に配慮した商品やサービスの選択等)  
私たちは、地球温暖化防止に配慮した商品やサービスを選ぶ目を持ち、これらを利用するよう努めていきます。
- 5 (地産地消による二酸化炭素排出削減)  
私たちは、県産の農水産物や木材の利用に努め、地産地消を推進していきます。
- 6 (移動における二酸化炭素排出削減)  
私たちは、通勤通学その他の外出時には、マイカーの利用を控え、徒歩、又は自転車や公共交通機関を利用するように努めていきます。
- 7 (廃棄物の処理にかかる二酸化炭素排出削減)  
私たちは、物を大切にするとともに、マイバッグ・マイボトル等を持参し、ゴミを減らすための取組を進めていきます。
- 8 (森林による二酸化炭素吸収の促進)  
私たちは、間伐を促進し、地球温暖化防止に貢献する元気な森を育てていきます。  
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 それではこの第2号議案についてご意見、ご質問をお受けします。

(質問なし)

議 長 それでは第2号議案、高知県地球温暖化防止行動指針(愛称こうちエコ八策)について、ご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手)

議 長 ありがとうございます。第2号議案につきましては原案どおり可決されました。  
今後、県民会議の会員が率先して取り組む行動の指針として位置づけられることとなります。ありがとうございました。

### 第3号議案 高知県地球温暖化防止県民会議規約の一部を改正する規約議案

事務局 それでは、第3号議案の県民会議規約の一部改正について、ご説明申し上げます。11ページから20ページになります。

今回の大きな改正点としましては、県民会議の体制の再編に伴います規程の改正がございます。

資料の17ページをご覧ください。

再編の基本的な考え方としましては、今後の国の温暖化対策の強化という背景がございます。京都議定書で2012年までに1990年比でマイナス6%のGHGの削減目標がありますが、それ以降の新たな目標としまして、2020年までにマイナス25%削減という大幅な目標が設定されます。具体的な削減割合、例えば、産業分門で何%、民生系で何%削減といったことは、まだ明らかになっていませんが、環境大臣のロードマップの試案を見ましても、各分野での大幅

な削減が求められています。このため、県民会議におきましても、温暖化対策の先頭に立ってGHGの削減に向けた取組を強化していく必要があることから、今回、組織の再編をお願いするものです。

これまで、個別に5つの部会で、それぞれの活動方針に沿った取組が行われてきていますが、GHGの削減のため、それぞれの部門毎の削減目標を定めて、取り組んでいく必要があります。そのために、民生家庭系を中心とする県民部会、産業部門や運輸部門を中心とする事業者部会、自然エネルギーの導入等具体的に計画を進める行政部門の3つに再編し、取組の強化をお願いしたと考えています。

この組織の再編は、これまでに培ってきました県民会議としてのノウハウや活動を、継承・継続するとともに、新たな課題にも対応していこうとするものでございます。

また、部会の再編に合わせ、運営委員会を幹事会とし、権限や役割の明確化を図ってまいりたいと考えています。

それでは、順次、規約の改正についてご説明させていただきます。

11 ページにお帰り下さい。

改正の主なものとしましては、組織改正に伴うものと、文言の整理、いわゆる「てにをは」平仄を整える部分でございます。

2条、3条は、文言の見直しを図ったものです。

7条は、文章の体裁を見直したもので、内容に変更はありません。

10条の役員の任期ですが、第8条で役員は総会で選任するとありますが、10条で2年とされていることから、総会の開催時期により、役員が任期切れとなることも想定されます。このため、任期を通常総会の翌日以降2年後の通常総会までとしたものです。

次に、13 ページですが、11条の第2項に規定されていましたが、通常総会と臨時総会を別項に分けたものでございます。

次に、12条の決議に関しましては、従来、「総会の議事は、出席した会員の過半数をもって成立する。」とありましたが、議事を決するのに、議事の成立という文言は馴染まないことから、「決し、」という表現に見直しをしております。なお、ここでは、会議が成立するための定足数を記載したようにも受け取れますが、決議を定めた条項であることや、会員数が240名を超えている現状では、皆さんの日程調整が難しく、定足数を定めることは、実態にそぐわないことから、単に文言の整理だけを行ったものです。

次に、14条ですが、議決事項の整理を行っています。

まず、第1号ですが、規約に関すること、ということで具体性を欠くことから、県民会議の規約の制定又は改廃に改め、具体的に明示しました。

また、第3号ですが、事業計画の決定だけでなく、事業目標も含まれることから事業目標及び事業報告と追加しています。

次に、15条から17条までは、部会の再編に伴う変更です。まず、「運営委員会」を「幹事会」に名称変更します。

次の2項、3項をまとめ、第2項とし、委員の数も10名以内と規定します。第3項として、任期を規定し、役員の任期との整合を図っています。

次に第4項から13項までは、従来の5項から14項までの条ずれ、文言の整理によるものです。

また、従来の第4項と12項第3号に規定されています、新たな部会の設置に関する規定は、幹事会の権限から除外し、総会での規約改正での決議事項となります。

また、第11項の議決案件に、事業目標を追加するとともに、2号で「部会における提案事業等の実施」を、第3号で「県民会議の会長表彰の審査」を追加しています。

部会長表彰は、部会で審査・決定しますが、会長表彰を総会の議決に委ねると、事務手続き的にも総会での表彰に間に合わないことから、幹事会での議決事項に追加しています。

次に、第16条の「部会」ですが、部会を、県民部会、事業者部会及び行政部会に再編し、明記し、以降、文言の整理を行っています。

また、第3号の次に第4項として、ワーキングの設置規定を盛り込むとともに、第5項として 部会長表彰の規定を盛り込んでいます。2つの項目の追加により、従来の条項がそれぞれ、繰り下がっています。

次に、第17条の事務局に関しましては、これまで、高知県地球温暖化防止活動推進センターに事務局をお願いしてまいりましたが、先ほど申し上げましたように、これからマイナス25%に取り組んでいくとともに、県としましても、本年度温暖化対策の実行計画を策定することから、この計画を推進する上で、県民会議の皆様のご協力を積極的に要請していく必要があることなど、総合的に勘案しまして、事務局を県、具体的には私どもの環境共生課に置くこととするものです。

最後に、「附則」ですが、役員の任期が、7月31日までとなっていることから、規約改正に合わせ、今期の通常総会までとしています。

以上が規約改正の概要ですが、昨年 of 総会でご指摘がありましたが、県民会議に、県として予算化を含めより積極的な関与、ということがございましたので、今年 of 予算編成に際しては、県民会議を再編する中で、各部会にも予算を持たせ、部会として一定事業を推進できる体制とするとともに、ワーキング等で事業の必要性が認められたものには、別途補助金を充てることなどを盛り込んでおります。

そうしたことも踏まえましての規約改正でございますので、よろしくお願ひします。

議 長 それではこの第3号議案についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

議 長 第3号議案 高知県地球温暖化防止県民会議規約の一部を改正する規約議案につきまして、ご承認いただけます場合は拍手をお願いします。

(拍 手)

議 長 どうもありがとうございました。拍手多数で第3号議案につきましては、原案のとおり可決されました。

#### 第4号議案 平成22年度高知県地球温暖化防止県民会議事業計画議案

事務局 次に、第4号議案の平成22年度の事業計画議案について、ご説明申し上げます。

まず、23ページをご覧ください。これは、本年度の県民会議の活動のイメージを表したものでございますが、総会、幹事会の下、3つの部会に分かれまして、県民会議として事業を実施してまいります。

まず、県民部会は、事務局をNPO法人へ委託して、事業を展開してまいります。主な構成員としましては、これまで5つの部会で活動されてきましたNPOや各団体、温暖化推進員の皆様を予定しています。

活動の目標としまして、家庭での二酸化炭素の削減、見える化に取り組むとともに、県民への普及を位置づけるとともに、主な活動としまして、県が委託する環境家計簿の作成・普及と併せまして、ワーキンググループ等から提案される事業について取り組んでいただきます。例えば、マイバッグキャンペーンの実施や交通エコポイント、省エネ家電の普及などが想定されるものでございます。

また、事業者部会に関しましては、事業者団体であります高知県商工会議所に事務局を委託して、事業を展開してまいります。主な構成員としましては、事業者や関係団体の方々を予定しています。

活動の目標としまして、事業者の業務にかかわる二酸化炭素排出削減等の取組、見える化に取り組むとともに、主な活動としまして、県が委託しますストップ温暖化宣言事業者推進事業の周知及び普及や、エコアクション21その他の環境マネジメントシステムの取組推進、省エネアドバイザーの周知・派遣などに取り組んでいただきます。併せまして、ワーキンググループ等から提案される事業についても取り組んでいただきます。例えば、エコホテルの取組や環境配慮型の商品開発などが想定されるものでございます。

行政部会につきましては、県、市町村を構成員として、自らの温暖化対策や実行計画の策定などを通じて、地域での温暖化対策に取り組んでいただきます。

こうした事業を進めていく中で、事業化に予算が必要なものも出てまいりますので、そうした場合の予算措置として、県の豊かな環境づくり補助金で、別途、県民会議枠として、2百万円ほど予算を用意してございますので、そういった事業が出てきた場合には、部会での事業決定と幹事会での承認を経まして、県に補助金の申請をしていただき、事業を実施していく、というスキームも準備しております。こうした各部会の積極的な取組により、県民・事業者の方々への普及に繋がり、高知県全体として温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えています。

21 ページにお帰りください。もう少し具体的にご説明しますと、

## 1 平成 22 年度 県民部会 事業計画としまして、

### 事業目標

家庭での二酸化炭素排出削減等の取組を、成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う県民をあらゆる機会をとらえて増やしていく。

### 事業項目

- ① 環境家計簿の作成・普及（県委託事業）  
（「使いたくなる環境家計簿」、「こどもがつけたがる環境家計簿」）
- ② 県民部会（ワーキングを含む。）の開催等（県委託事業）
- ③ 部会から提案されるCO<sub>2</sub>削減効果が高く、県民運動につながる民生家庭系、運輸部門等の活動を支援する事業（部会における提案事業）

### 【例】

- マイバッグキャンペーンの展開
- 公共交通エコポイント社会還元及び普及啓発
- 省エネ家電の普及促進等
- 県民の木づかい（木材利用）の促進
- グリーン購入の促進（グリーンコンシューマーの育成）
- 森林のCO<sub>2</sub>吸収の促進効果に関する啓発

## 2 平成 22 年度 事業者部会 事業計画としましては、

### 事業目標

事業者の業務にかかわる二酸化炭素排出削減等の取組を、その成果を見える化しながら進めていき、温暖化防止活動を行う事業者やその従業員を持続的に増やしていく仕組み作りをしながら増やしていく。

### 事業項目

- ① ストップ温暖化宣言事業者推進事業の周知及び普及（県委託事業）
- ② エコアクション 21 その他の環境マネジメントシステムの取組推進（県委託事業）
- ③ 省エネアドバイザーの周知・派遣（県委託事業）
- ④ 省エネ機器導入の促進（県委託事業）
- ⑤ エコ通勤ウィークの参加促進（県委託事業）
- ⑥ 事業者部会（ワーキングを含む。）の開催等（県委託事業）
- ⑦ 部会から提案されるCO<sub>2</sub>削減効果が高く、県民運動につながる民生業務系、運輸部門等の活動を支援する事業（部会における提案事業）

### 【例】

- エコホテルをはじめとするエコサービスの取組の推進

3 平成 22 年度 行政部会 事業計画 としましては、

事業目標

行政自らの温暖化対策を推進するとともに、県民、事業者等との連携を強化して地域の取組を促進する。

事業項目

- ① 地方公共団体実行計画の策定の推進
- ② 環境マネジメントシステムの導入
- ③ グリーン購入の推進
- ④ 地球温暖化防止活動推進員の活用及び増員
- ⑤ 地域協議会活動の発足スキームづくり
- ⑥ エコ通勤の促進
- ⑦ 森林吸収対策の目標達成
- ⑧ レジ袋削減協定のスキームづくり
- ⑨ 行政部会（ワーキングを含む。）の開催等
- ⑩ その他行政の温暖化対策の推進に関する事業（部会からの提案事業）
- ⑪ その他CO2削減効果が高く、県民運動につながるような県民、事業者等の取組を支援する事業（部会からの提案事業）

を展開してまいります。詳細には、今後、各部会で決定されることとなります。

議 長 それではこの第 4 号議案についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

（質問なし）

議 長 第 4 号議案 平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議事業計画議案につきまして、ご承認いただけます場合は拍手をお願いします。

（拍 手）

議 長 どうもありがとうございました。拍手多数で第 4 号議案につきましては、原案のとおり可決されました。

### 第 5 号議案 高知県地球温暖化防止県民会議の役員の選任議案

事務局 第 5 号議案は、役員の改選に伴います選任議案でございます。議案の朗読で、説明に代えさせていただきます。

#### 高知県地球温暖化防止県民会議の役員の選任議案

次の者を高知県地球温暖化防止県民会議の役員に選任することについて、高知県地球温暖化防止県民会議規約（平成 20 年 9 月 27 日制定）第 8 条第 1 項の規定により、総会の議決を求める。

会 長 高知県知事

尾崎 正直

副会長 高知県商工会議所連合会 会頭 西山 昌男  
副会長 高知市長 岡崎 誠也  
役員の任期 平成 22 年 5 月 22 日から 2 年後の通常総会の開会日まで  
以上でございます。

議 長 それではこの第 5 号議案についてご意見、ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

(質問なし)

議 長 第 5 号議案 高知県地球温暖化防止県民会議の役員の選任議案につきまして、ご承認いただけます場合は拍手をお願いします。

(拍 手)

議 長 どうもありがとうございました。拍手多数で第 5 号議案につきましては、原案のとおり可決されました。

以上を、持ちまして議事案件は終了しました。進行へのご協力をありがとうございました。それでは私はこれで議長の座を降りたいと思います。

(拍 手)

---

#### 議長解任

---

表 彰 総会資料のとおり

---

#### 閉会挨拶

副会長 高知商工会議所会頭 西山 昌男

引き続き、高知県地球温暖化防止県民会議の副会長を務めさせていただくことになりました西山です。

先ほど承認されました県民会議の「事業者部会」が、私たち事業者の「実践の場」となります。この事業者部会の目標は、まずは「事業者の二酸化炭素排出削減の見える化を推進していくこと」、同時に、「温暖化防止活動を行う事業者や従業員を持続的に増やしていくための仕組みづくり」です。

環境とエネルギーへの取組は、政府が発表した新成長戦略のトップに掲げられているとおり、わが国が長年の取組の中で身につけた、世界最高の技術力を活かし得る成長分野であるといえます。こうした期待とともに、企業の環境問題への対応については、単に企業の社会的責任として取組むだけでは、市場からの支持が得られない時代になっています。そして、企業の環境経営に対する基本的な考え方も、「できる範囲で環境問題に対応する」から「環境問題に対応するため企業としてやるべきことを実行する」へと進化しています。しかしながら、地方の中小企業の多くは、環境経営への取組はハードルが高く、着手困難と考えているのが実状です。

ただし企業の規模に関係なく、企業の活動において、環境への付加を軽減する取組みは、自社がイノベーションを図る絶好の機会となります。例えば、最初の取組となる業務の過程でのCO2排出量を検証することは、無駄を省き、コスト削減に直結し、経営の効率化を実現する契機となります。さらに、技術革新や本業を活かした環境ビジネスへ進出する可能性も生まれるなど、まさに経営力向上につながるものです。

こうした考え方のもと、高知商工会議所では平成 20 年 10 月、高知商工会議所環境行動計画を策定し、その後、平成 21 年 3 月に環境委員会を発足させ、経済団体として環

境問題に取り組む体制を整えて参りました。

高知商工会議所としては、この事業者部会で実施する事業を、環境経営の普及促進を図るために策定した当所環境行動計画の一環と位置づけて、取り組んでいく考えです。事業の成果を上げ、県内事業者の温暖化防止の取組を「県民運動」につなげていくためには、本日まで出席の皆様のお力をお借りしなければなりません。今後とも、県民会議事業への参画と各事業所における温暖化対策の実践をよろしくお願い申し上げます。

副会長 高知市長 岡崎 誠也（代読 高知市副市長 吉岡 章）

高知県地球温暖化防止県民会議総会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しい中、会員の皆様から貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

ご承知のとおり、地球温暖化問題は人類共通の大きな課題となっており、国においても大きな削減目標を掲げて対策に取り組んでいます。

本市におきましても、市民の皆様や事業者の方々が連携し「低炭素社会の実現」を目指した公共交通の利用促進や、レジ袋の削減など、自らが先導的に取り組むべき具体的な提案を行ってきたところでございます。

こうした成果も踏まえながら、本日、ご出席の皆様方のご承認を得まして、高知県地球温暖化防止県民会議が、より実効性のある新たな組織として、再編されました。

このことにより、それぞれの立場における目標が明確になり、県民会議の場で議論を重ねることで、県民・事業者・行政の新たな協働関係が生じることになり、一層効果的な地球温暖化防止に向けた取組の推進が可能となりました。

高知市といたしましても、本会議に積極的に参加させていただき、地域コミュニティの活性化や新産業の創造なども意識しながら「地球温暖化防止」について、取り組んでまいりたいと考えております。

将来の子どもたちのために、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な「低炭素・循環型都市 高知」を実現させるため、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進されますことをお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

平成 22 年 5 月 21 日

高知市長 岡崎 誠也 代読 高知市副市長 吉岡 章

閉 会 以上をもって、平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議総会を閉会しました。

以上、平成 22 年 5 月 21 日開催の平成 22 年度高知県地球温暖化防止県民会議総会の議事の内容に相違ないことを証明するため、署名します。

平成 22 年 6 月 18 日

議事録署名人 氏 名 松本和子

平成 22 年 6 月 21 日

議事録署名人 氏 名 武田司郎